

議案第 3 2 号

大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。